



愛 媛 県 報

発 行 愛 媛 県

令和 5 年10月20日金曜日 第453号外 1

◇ 目 次 ◇
告 示

くろまぐろ（小型魚）に係る愛媛県特定水産資源の採捕の停止に関する規則第 2 条第 1 項の規定による告示.....（水産課）..... 1

告 示

○愛媛県告示第1112号

愛媛県資源管理方針（令和 4 年12月愛媛県告示第1344号）別紙 1 の 3 に規定する愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業（10月から12月まで）におけるくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能性を超えており、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第 2 項第 1 号に掲げる場合に該当すると認められるため、愛媛県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和 2 年愛媛県規則第60号）第 2 条第 1 項の規定に基づき告示する。なお、同項の期間は、この告示の日の翌日から令和 5 年12月31日までとする。

令和 5 年10月20日

愛媛県知事 中 村 時 広